

令和7年度第1回和泉市スポーツ推進審議会 次第

日時：令和8年3月4日（水）午前10時～
場所：市役所3階 庁議室

- 1 開会
- 2 委員紹介及び職員紹介
- 3 生涯学習推進室長 挨拶
- 4 金谷会長 ご挨拶
- 5 議題
 - (1) スポーツ団体に交付する補助金について
- 6 報告
 - (1) 和泉市生涯学習・スポーツ推進基本計画に基づく推進状況について
 - (2) (仮称) 和泉市北部総合スポーツ公園基本構想について
 - (3) 和泉市温水プール事業の廃止について
- 7 その他

【配布資料】

- 資料1 和泉市スポーツ推進審議会委員名簿
- 資料2 和泉市スポーツ推進審議会配置図
- 資料3 スポーツ団体に交付する補助金について
- 資料4 和泉市生涯学習・スポーツ推進基本計画に基づく進捗状況について
- 資料5 (仮称) 和泉市北部総合スポーツ公園基本構想について
- 資料6 和泉市温水プール事業の廃止について
- 資料7 和泉市スポーツ推進審議会条例、和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則（抜粋）
- 資料8 和泉市スポーツ推進審議会運営要綱

令和 7 年度
第 1 回和泉市スポーツ推進審議会
資 料

(和泉市教育委員会スポーツ振興担当)

和泉市スポーツ推進審議会委員名簿

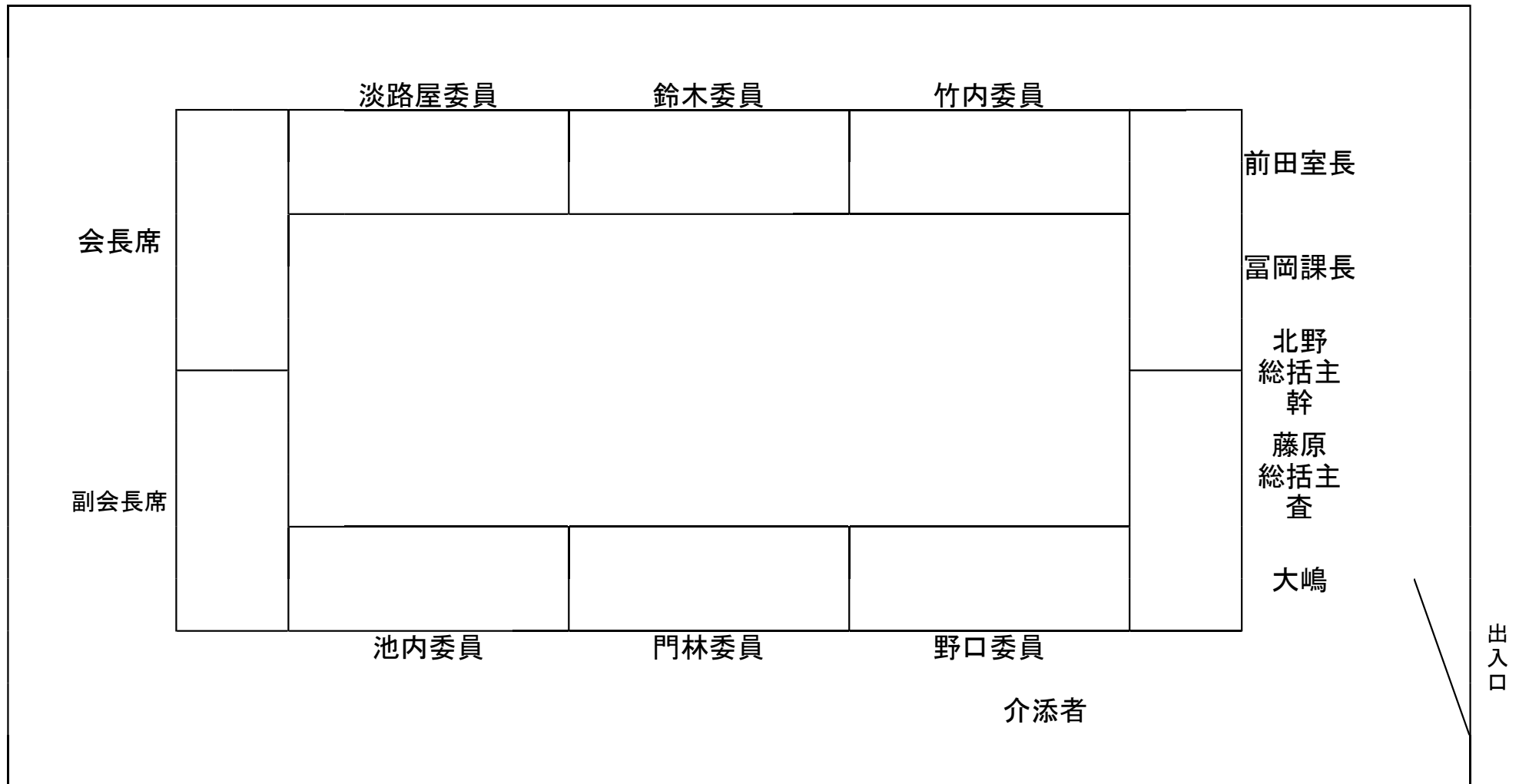
(順不同・敬称略)

	氏 名	所 属	備考	任期
委員	いけうち けいじ 池内 啓二	和泉市町会連合会	1 号委員	令和 6 年 3 月 16 日から 令和 8 年 3 月 15 日まで (池内委員は令和 6 年 10 月 17 日から 淡路屋委員は令和 8 年 2 月 26 日から)
委員	かどばやし きよし 門 林 淳	和泉市老人クラブ連合会		
委員	のぐち さちこ 野口 祥子	和泉市障がい者団体連絡協議会		
委員	たていし たけひろ 立石 武弘	和泉市体育協会		
委員	かなたに ただお 金谷 忠男	和泉市スポーツ推進委員協議会		
委員	あわじ や たかゆき 淡路屋 隆之	和泉市 P T A 協議会		
委員	すずき ゆう た 鈴木 雄太	大阪公立大学 研究推進機構 都市健康・スポーツ研究センター 准教授	2 号委員	
委員	たけうち やすこ 竹内 靖子	桃山学院大学 社会学部 ソーシャルデザイン学科 准教授		
委員	やまだ げんいち 山田 源一	公募委員	3 号委員	

令和7年度第1回スポーツ推進審議会 配席図

日時: 令和8年3月4日(水)午前10時～

場所: 市役所3階 庁議室



スポーツ団体に交付する補助金について

《令和８年度》

(単位：千円)

対象団体	事項名	目的及び理由	令和８年度	令和７年度
和泉市体育協会	活動補助金	本市のスポーツの普及振興及び市民の体力の向上並びに健康増進に寄与することを目的として活動する団体に支援を行う。	9, 6 1 9	9, 6 3 3

※参考

スポーツ基本法

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

1.誰もがスポーツができる環境の整備【くわわる】

(1)スポーツ施設の整備・充実

(★:新規、●:拡充、○:継続)

①新たなスポーツ施設の整備

今年度の取り組み状況	今後の展望
○アリーナ整備に伴う、他市施設の調査・研究	○市民体育館建て替えに伴うアリーナ整備
★(仮称)北部総合スポーツ公園の基本構想策定	○(仮称)北部総合スポーツ公園の整備

②既存スポーツ施設の機能強化

今年度の取り組み状況	今後の展望
○指定管理者による管理運営 ＜公益財団法人大阪YMCA＞(令和6年度～令和11年度) ・温水プール(サン燦プール) ＜KUL和泉市内体育施設管理チーム＞ (代表会社:株式会社KUL)(令和6年度～令和11年度) ・コミュニティ体育館 ・光明池球技場 ・光明池緑地運動場 ・総合スポーツセンター(関西トランスウェイスportsスタジアム) ・市民体育館 ・横尾川公園テニスコート	○安定した住民サービスの提供 ○スポーツ教室等の充実 ★市民体育館の空調整備

③学校体育施設の開放

今年度の取り組み状況	今後の展望
○小学校、中学校、義務教育学校(全30校)の学校開放 (閉校した小学校2校を含む) ★学校体育施設開放 団体登録・予約システムの構築	○小学校、中学校、義務教育学校の学校開放 ★学校体育施設開放の効率的な運用

(2)スポーツや運動に関する情報提供体制の充実

①情報提供の充実

今年度の取り組み状況	今後の展望
○広報紙、HPによる情報発信 ○「IZUMIスポーツニュース」(年6回)の発刊 ○市公式Facebookによる情報発信 ○いずみメールによる情報発信 ○民間テレビによる情報発信	○広報紙、HPによる情報発信 ○「IZUMIスポーツニュース」(年6回)の発刊 ○市公式Facebookによる情報発信 ○いずみメールによる情報発信 ○民間テレビによる情報発信

②新しい運動・スポーツに関する情報発信

今年度の取り組み状況	今後の展望
○インターネット、SNSを通じた情報発信 ○eスポーツイベントにむけた会議に出席	○インターネット、SNSを通じた情報発信 ○他市町村・団体とのeスポーツイベントの共催

2. 多様なニーズに応じたスポーツ活動の機会の提供【つながる】

(1) 競技スポーツの振興

(★:新規、●:拡充、○:継続)

① 競技スポーツの育成支援

今年度の取り組み状況	今後の展望
○和泉市体育協会による競技スポーツ大会の開催支援 ○和泉市スポーツ推進委員研修会の実施 ○奨励費の交付	○和泉市体育協会による競技スポーツ大会の開催支援 ○和泉市スポーツ推進委員研修会の実施 ○奨励費の交付

② 観戦機会の創出

今年度の取り組み状況	今後の展望
○和泉市民観戦デー実施 ・セレッソ大阪 9月20日 251名 ・オリックス・バファローズ 8月15日 601名 ・アルバモス大阪 10月11日 56名	○和泉市民観戦デー実施 ・セレッソ大阪 ・オリックス・バファローズ ・アルバモス大阪 ・大阪エヴェッサ

(2) 地域でのスポーツを通じた交流の促進

① スポーツ推進委員による地域スポーツ活動の促進

今年度の取り組み状況	今後の展望
○ふれあいニュースポーツ教室 (4,5,6,9,11,12月の6回実施)	★レッツエンジョイ！ニュースポーツ！！への変更 (6,11月の2回へ集約し、各回の体験競技数を拡充)

② トップアスリートとの交流機会の創出

今年度の取り組み状況	今後の展望
★フットサル体験イベント(現役プロフットサル選手)	○トップアスリートを招いたスポーツ教室

(3) スポーツ活動のきっかけづくり

① だれもが参加できるスポーツ事業の実施

今年度の取り組み状況	今後の展望
○ふれあいニュースポーツ教室 (4,5,6,9,11,12月の6回実施) ○春季ファミリー歩こう会(5月11日) ○信太山クロスカントリー大会(1月11日) ○ニュースポーツフェスタ2026(3月8日予定)	★レッツエンジョイ！ニュースポーツ！！ ★ウォーキングアプリの構築 ○春季ファミリー歩こう会 ○信太山クロスカントリー大会 ○ニュースポーツフェスタ

② 市内ランニングコースの周知・活用

今年度の取り組み状況	今後の展望
○ランニングイベント(オンライン)の開催(10月1日～31日)	○ランニングイベントを実施するとともに、 市内ランニングコースの周知につなげる

③ 市民スポーツ大会への支援

今年度の取り組み状況	今後の展望
○市民スポーツ大会を開催している和泉市体育協会への補助金の交付	○市民スポーツ大会を開催している和泉市体育協会への補助金の交付

(4) ライフステージに応じたスポーツ活動の促進

① 子どもを対象としたスポーツ機会の創出

今年度の取り組み状況	今後の展望
○走り方教室の開催(10月18日,3月22日予定) ○子ども向けスポーツ教室の開催 ○部活動地域展開推進計画の策定	○走り方教室 ○子ども向けスポーツ教室の開催 ○部活動の地域展開への取組

② 誰もが参加しやすいスポーツ機会の充実

今年度の取り組み状況	今後の展望
○市民ゴルフ大会(ロングランコンペ、10月1日～24日の平日) ○ニュースポーツフェスタ2025(3月8日予定)	○市民ゴルフ大会(ロングランコンペ) ○ニュースポーツフェスタ

3. スポーツ活動を支援するまちづくり【ひろがる】

(1) スポーツ活動を支える人材の育成や連携の強化

(★:新規、●:拡充、○:継続)

①スポーツ活動を支える人材(人材バンク)	
今年度の取り組み状況	今後の展望
○和泉市生涯学習人材データバンク(スポーツ分野)への登録	○和泉市生涯学習人材データバンク(スポーツ分野)への登録

②スポーツを支える活動への参加促進	
今年度の取り組み状況	今後の展望
○スポーツイベントのボランティア募集	○スポーツイベントのボランティア募集
○信太山クロスカントリー大会(1月11日)	○信太山クロスカントリー大会

(2) 関係機関や団体との連携強化

①応援サポーターの推奨	
今年度の取り組み状況	今後の展望
○市内公共施設等を中心にチラシ、ポスターの設置及び掲示	○市内公共施設等を中心にチラシ、ポスターの設置及び掲示
○市事業協賛企業の施設等へのチラシ、ポスターの設置及び掲示	○市事業協賛企業の施設等へのチラシ、ポスターの設置及び掲示

②大学・民間団体との連携	
今年度の取り組み状況	今後の展望
○市民ゴルフ大会(ロングランコンペ、10月1日～24日の平日)	○市民ゴルフ大会(ロングランコンペ)

■目標指標・進捗管理指標

指標		基準値 (R3年度)	前回値 (R5年度)	現状値 (R6年度)	目標値 (R13年度)
1.誰もがスポーツができる環境の整備					
目標指数	社会体育施設の利用者数	337,550 人	458,123 人	489,852 人	648,000人
進捗管理 指標	学校体育施設開放利用者数	183,149 人	340,145 人	262,974 人	目標:毎年度、 前年を上回る
	市民体育館(アリーナ)利用者数	-	-	-	
	(仮称)北部総合スポーツ公園利用者数	-	-	-	
2.多様なニーズに応じたスポーツ活動の機会の提供					
目標指数	週に1回以上運動・スポーツを行う人(18歳以上)の割合	46.3 % (R4年度)	46.8 % (R6年度)	58.9 % (R7年度)	70%
進捗管理 指標	スポーツ振興奨励費交付者数	99 人	233 人	272 人	目標:毎年度、 前年を上回る
	スポーツ事業参加者数	140 人	1,903 人	2,041 人	
	市民観戦デー参加者数	実施なし	1077	852 人	
3.スポーツ活動を支援するまちづくり					
目標指数	体育協会各連盟加入者総数	8,260 人	6,891 人	7,232 人	12,400人
進捗管理 指標	スポーツ推進委員数	42 人	39 人	40 人	目標:毎年度、 前年を上回る
	学校クラブ加入率	51.2 %	49.6 %	50.5 %	
	スポーツ人材バンク登録者数	14 人	12 人	13 人	

はじめに

和泉市温水プール（サン燦プール）は、市民の健康の保持増進とスポーツ振興を図ることを目的に、平成9年（1997年）5月1日から運用を開始し28年が経過しています。

これまで多くの市民が利用し、その役割を果たしてきましたが、近年、老朽化が原因である緊急工事による休館が頻繁に発生するなど、今後、市民が安全・快適に利用するためには、施設の維持・管理が大きな課題になっています。

令和4年度に長寿命化・改修整備計画を策定したところ、10年間安定的に使用するためには、最低限の改修で約2億9000万円の費用が必要となり、今後30年の累計コストは約26億円が必要であると分かりました。（建替え費用を除く。和泉市公共施設等管理計画における耐用年数の目安 大規模改修なし：60年 大規模改修あり：80年）

このようなことから、公営プールを取り巻く状況や今後想定される財政負担の状況などを整理し、和泉市公共施設等総合管理計画の公共施設等の管理に関する基本的な方針に基づき、今後の温水プールの在り方を検討します。

施設概要

(1)基本情報

施設名	温水プール		
所在地	上町584番地1		
所管所属	生涯学習推進室	運営方法	指定管理
分類	スポーツ施設	延床面積	2615.39㎡
供用開始	平成9年5月(1997年)	敷地面積	4977.00㎡
竣工年月	本体部分 平成9年3月 増築部分 平成11年3月	構造	鉄筋コンクリート2階建 (府営住宅との合築造)
所有状況	土地:市 建物:市	開館時間	平日 9:30~21:30 土・日・祝 9:30~19:00
施設内容	リラクゼーションプール(25m)、子どもプール、ジャグジー、採暖室 トレーニング室、スタジオレッスン室、喫茶・軽食コーナー、更衣室、事務室		
駐車場	60台	定休日	水曜日

施設概要

外観



リラクゼーションプール



スタジオレッスン室



トレーニング室



(2)設置の経緯

昭和62年から昭和63年にかけて「泉北環境整備施設組合舞町ごみ焼却場」の新焼却炉の建設に対し、地域住民から「同施設の余熱を利用した温水プール」建設の要望が出され、市民の健康の保持増進とスポーツ振興を図ることを目的に、泉北環境整備施設組合と和泉市との間で温水プールを共同で建設へ向け取り組む。

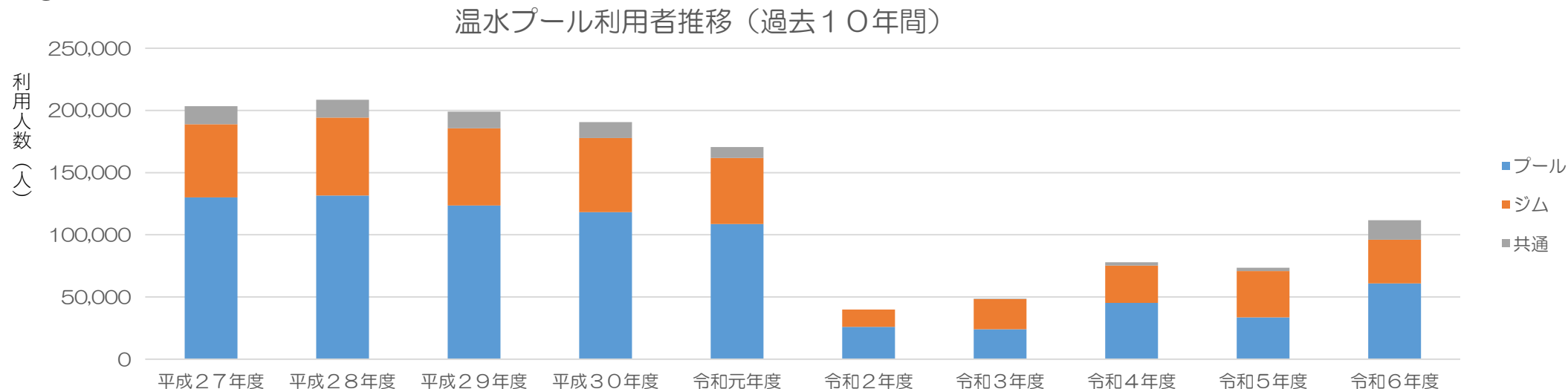
府営北信太住宅の建替えにあたり、余剰地の一部を府営住宅と合築し、事業主体及び管理運営等を和泉市が行うこととなった。

建設費用については、泉北環境整備施設組合規約に基づく建設事業費の負担割合により、和泉市・高石市・泉大津市が負担し整備された。

2 温水プールの現状と課題

(1) 利用状況

① 利用者数の推移



○平成9年5月の営業開始以降、表に記載のない平成26年度まで平均で年間約19万3千人程度の利用者数で推移していました。

○直近の10年間では、平成28年度をピークに減少し、令和2年度には新型コロナウイルス感染症や緊急改修工事の影響で大幅に減少しました。

○令和3年度以降は回復傾向にはありますが、新型コロナウイルス感染症の影響が発生する前の水準には達していない状況です。

2 温水プールの現状と課題

② 利用状況

◆和泉市民の利用状況

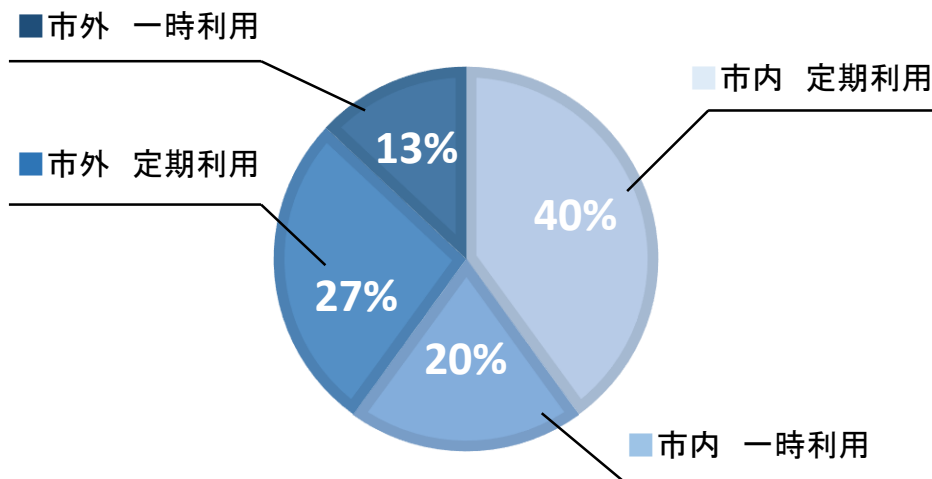
市内	市外
約60%	約40%

※データのあるR4.11～R5.3の実績から算出

◆利用区分別の状況（令和6年度実績）

区分	プール	ジム	共通	合計
定期利用者	31,352人	26,486人	2,834人	60,672人
一時利用者	22,831人	7,356人	125人	30,312人
その他（減免等）	6,780人	1,232人	12,750人	20,762人
合計	60,963人	35,074人	15,709人	111,746人

上記の割合から想定される利用状況



○現在データのある令和4年11月から令和5年3月の実績では、和泉市民の利用者は約60%、和泉市外の利用者は約40%となっています。

○減免等を除く、定期利用者の割合は約67%、一時利用者は約33%となっており、特定の人の利用が多い状況です。

2 温水プールの現状と課題

(2)管理運営等の状況

① 運営方法 指定管理者制度（平成18年度から）

現在の契約期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

② 指定管理料について

◆前回の指定管理期間と現在の指定管理期間の比較

指定管理期間	5年間の指定管理料	1年あたりの指定管理料
R1からR5	244, 299, 000円	48, 859, 800円
R6からR10	357, 830, 000円	71, 566, 000円
差	+113, 531, 000円	+22, 706, 200円

【指定管理料増加の要因】

○修繕料の増額 年間300万円 → 1,300万円に1,000万円の増額

（預かり修繕料として指定管理料へ含め、残金があれば精算し市に戻入する修繕料）

○施設管理を行う人員を1名増員し、年間約350万円の増額

○その他、物価・光熱費・人件費の高騰により増額

直近4年間の修繕、
工事等の額から算出

2 温水プールの現状と課題

③ 近年の整備改修状況

◆過去10年間の工事及び修繕（平成27年度から令和6年度の実績）

区分	10年間の合計金額	1年あたりの金額
工事費	135,018,680円	13,501,868円
修繕費	17,373,739円	1,737,373円
合計	152,392,419円	15,239,241円

【主な工事内容（500万円以上の工事）】

○H27	機械設備改修工事	約760万円
○H28	塩素タンク改修工事	約620万円
○R01	空調設備改修工事	約1,520万円
	熱交換器等改修工事	約890万円
○R02	外壁工事	約1,240万円
	リターンヘッダー他改修工事	約580万円
○R03	ろ過装置他改修工事	約2,200万円
	プール槽改修工事	約520万円
○R06	受水槽他改修工事	約1,540万円

【主な修繕内容（100万円以上の修繕）】

○R01	ボイラー修理	約170万円
○R02	自動扉修理	約180万円
○R04	ろ過装置用ポンプ取替修理	約100万円
○R05	ろ過制御盤・動力盤修理	約300万円

※上記の修繕費は、指定管理料へ含む修繕費で指定管理者が実施したものを除く。

主に設備の老朽化による不具合が多数発生しており、工事・修繕を繰り返している状況です。

2 温水プールの現状と課題

④ その他維持管理費用の状況

◆過去10年間の費用（平成27年度から令和6年度の実績）

区分	10年間の合計金額	1年あたりの金額
備品購入費	4,456,730円	445,673円
営業補償金（緊急工事に伴う補償のみ）	19,306,155円	1,930,615円
長寿命化改修・整備計画策定	8,492,000円	849,200円
合計	32,254,885円	3,225,488円

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休館の補償金（約3,500万円）を除く

⑤ ランニングコスト

◆想定される年間のランニングコストを②～④で算出した1年あたりの金額から算出

- ② 指定管理料 71,566,000円(R6～R10平均)
- ③ 工事・修繕 15,239,241円(過去10年平均)
- ④ その他 3,225,488円(//)
- ②+③+④-1,000万円（預かり修繕費増額分）



年間ランニングコスト：約8,000万円

老朽化に伴う工事・修繕等の影響で多額のランニングコストが発生

2 温水プールの現状と課題

⑥ 工事に伴う休館の状況

年度	休館日数	内 容
令和2年度	21日	プール内壁落下防止緊急改修工事
令和3年度	132日	プール底亀裂、ろ過装置交換
令和4年度	84日	プール槽亀裂、給排水設備不具合
令和5年度	104日	配電盤浸水
令和6年度	49日	受水槽他改修工事

【直近5年間】
390日間の休館

工事・修繕による休館が頻繁に発生しています。

- 利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少した後、以前の水準には戻っていない状況です。
- 和泉市民の利用者は約60%で、約40%は市外からの利用者です。
- 過去10年では、主に設備の老朽化による不具合が発生し、工事・修繕を繰り返し実施し費用が増大しており、工事・修繕に伴う休館も頻繁に発生している状況です。
- 今後、想定されるランニングコストは、減少する可能性は低く、今後、施設を安定的に維持するためには、大規模改修による長寿命化の実施が避けられない状況です。

2 温水プールの現状と課題

(3)長寿命化改修・整備計画について

策定年度 令和4年度

概要 平成9年度に竣工し、25年が経過する温水プールについて、施設・設備の長寿命化、維持・更新コストの縮減及び改修・修繕費用の平準化を図るため、施設・設備全体の劣化度を調査し、問題点の整理や中長期的な改修・整備計画の作成を行ったもの。

◆大規模改修の概算費用

区分	改修費用
i 安全に安定して運営するための機能維持・設備保全 関係法令等への対応	290,000,000円
ii 将来にわたり快適に利用するための戦略的保全(予防保全 的な改修を含む)	270,000,000円
iii 利用者がリニューアルを実感できる改修	21,000,000円
合計	581,000,000円

大規模改修工事
後、10年間は
プールの休館を伴
う改修が発生しな
い水準を想定

○大規模改修後、10年間プールの休館を伴う改修が発生しないようにするためには、安全利用・機能維持・法令対応という最低限の水準で約2億9千万円の費用が必要です。

○概算費用は計画策定した令和4年度時点の額であり、近年の物価高騰の影響により改修費用が増大する可能性があります。

3 公営プールを取り巻く状況

(1)状況の変化

① 全国的な施設数の状況

◆屋内プール施設数（スポーツ庁の体育・スポーツ施設現況調査から）

区分	平成8年度	令和3年度	差
公共施設	1, 625	1, 784	+159
民間施設	1, 817	3, 143	+1, 326

民間プール施設は約1.7倍に増加

- スポーツ庁が実施する体育スポーツ施設現況調査の屋内プールの施設数について、平成8年度と令和3年度の比較では増加しており、民間施設は約1.7倍となっています。
- 屋外プールは全体的に減少傾向であり、学校の施設、その他公共施設のプールも減少しています。
- 全国的に学校の水泳授業を民間のスイミングスクールに委託する動きが広がっており、民間プール施設・事業者の役割が重要になってきています。（和泉市でも民間委託を進めています。）

3 公営プールを取り巻く状況

② 和泉市の施設数の状況

◆民間の屋内プール施設数



和泉市民が利用可能な近隣の施設は建設当時から増加しています。

③ 社会ニーズの変化

◆健康志向の高まり

◆全国的な健康ブーム



・フィットネスクラブ市場の拡大

・多様な施設・フィットネスクラブの増加



◆選択肢の拡大による民間施設
利用者の増加

◆公共施設利用者数の減少に
よる運営維持の困難化

3 公営プールを取り巻く状況

(2) 余熱利用の状況

和泉市温水プールは泉北環境整備施設組合のごみ処理場 泉北クリーンセンターで発生する熱源を再利用し運営しています。

泉北環境整備施設組合では、泉北クリーンセンターの老朽化に伴い、令和16年度以降の新施設の整備に向け取り組んでいます。この度、新施設の移転を含む整備方針が示され、この方針によれば新施設の整備以降は熱源が利用できなくなりランニングコストが増大することとなります。

◆余熱利用による効果（概算）

区分	余熱利用あり	余熱利用なし	差
1月あたりガス料金	約15万円	約175万円	約160万円
年間のガス料金	約180万円	約2100万円	約1920万円

過去に泉北クリーンセンターからの温水供給が停止した際のガス使用量から試算

○泉北クリーンセンターの新施設が現有地以外となった場合、新施設の整備以降は余熱の利用が困難となり、年間約1,900万円の光熱水費が増額され、ランニングコストが増大することとなります。

3 公営プールを取り巻く状況

(3)和泉市内のスポーツ施設について

① 現在の施設（生涯学習推進室スポーツ振興担当が所管する施設）

施設名		機能等	町名
屋内	温水プール	プール、トレーニング室	上町
	市民体育館	大体育室、小体育室、トレーニング室	府中町
	コミュニティ体育館	体育室、トレーニング室	光明台
屋外	総合スポーツセンター (関西トランスウェイスportsスタジアム)	野球場、多目的グラウンド、テニスコート	下宮町
	光明池球技場	運動広場、テニスコート	室堂町
	光明池緑地運動場	運動広場、テニスコート	光明台
	榎尾川公園テニスコート	テニスコート	和気町

○屋内施設は温水プールの他、体育館が2施設あります。

○屋外施設はテニスコートのみが1施設、その他3施設はグラウンドやテニスコートの複合施設です。

3 公営プールを取り巻く状況

② 和泉市における今後のスポーツ施設の構想について

◆和泉市生涯学習・スポーツ推進計画での位置づけ

(仮称)北部総合スポーツ公園の整備

長年指摘されているスポーツ施設の不足に加え、多様化するスポーツ施設のニーズに対応するため、旧泉北水道企業団跡地を候補地とし、スポーツ公園の整備を検討しています。

市民体育館の建替えに伴うアリーナの整備

現市民体育館が建築から49年が経過し、老朽化に伴い将来的に建替えが必要です。整備にあたり観客席を有するアリーナ機能を備えた体育館として充実整備をすることで、多目的な利用が可能となるよう整備の検討を進めています。

○和泉市では、生涯学習・スポーツ推進計画で上記2施設の整備を位置づけ検討を行っており、整備にあたっては相当な財政負担が想定されます。

○両施設とも民間施設が充実している温水プールとは異なり、民間での施設整備は困難であり、公共施設としての整備が必要です。

4 温水プール事業の廃止について

今後の方向性

- 人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の減少といった社会情勢の変化
- 社会ニーズの変化による民間施設の充実に伴い、公共施設としての役割が減少
- 老朽化に伴う施設の維持管理コストの増大



これまで整理した内容を踏まえ、本市の方向性として、

○現在契約している指定管理期間が終了する令和10年度末（令和11年3月31日）をもって和泉市温水プールを廃止します。

○廃止後の施設については、今後、民間サービスの活用も含め、利活用策を検討します。

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、和泉市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(担当事務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、和泉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は市長の諮問に応じ、法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会又は市長に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、スポーツ振興担当部署において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則（抜粋）

（会議の公開）

第10条 審議会等の会議は、これを公開しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する審議会等の会議についてはこの限りでない。

- （1） 会議の公開が法令又は条例により制限されている審議会等
- （2） 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱う審議会等
- （3） その他公開することが適当でないと認められる審議会等

2 審議会等の長は、前項本文の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、委員全員の同意を得て会議を非公開とすることができる。

（会議の傍聴）

第12条 市民及び事業者は、審議会等の会議が非公開とされたときを除き、審議会等の会議を傍聴することができる。

- 2 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、会場の秩序維持に関し審議会等の長の指示に従わなければならない。
- 3 審議会等の長は、会場の秩序維持のため必要と認めるときは、傍聴者に退場を命ずることができる。

和泉市スポーツ推進審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、和泉市スポーツ推進審議会条例（平成25年和泉市条例第41号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、和泉市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 審議会は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条及び第35条の規定により、教育委員会又は市長の諮問に応じて、スポーツ推進に関する次の各号に掲げる事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会又は市長に建議する。

- (1) スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツ団体に交付する補助金に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関する重要事項。

(委員)

第3条 条例第3条に定める委員の内訳は、別表のとおりとする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則（平成25年和泉市教育委員会訓令第27号）

この訓令は、平成25年8月5日から施行する。

附 則（平成28年和泉市教育委員会訓令第10号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1	和泉市町会連合会の代表者	1号委員
2	和泉市スポーツ推進委員協議会の代表者	
3	和泉市体育協会の代表者	
4	和泉市PTA協議会の代表者	
5	和泉市老人クラブ連合会の代表者	
6	和泉市障がい者団体連絡協議会の代表者	
7	学識経験者	2号委員
8	学識経験者	
9	公募による市民	3号委員